

熊本県公報

第 1 1 3 2 5 号
平成 17 年 10 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 1
- " "……………(") 1
- " "……………(") 2
- 字の区域の変更……………(") 2
- 救急医療機関に関する認定……………(地域医療推進課) 2
- 指定居宅サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- " "……………(") 3
- " "……………(") 3
- " "……………(") 3
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 3
- 農地法第 62 条第 2 項の規定に基づく土地配分計画の公示……………(農業振興課) 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 4
- " "……………(") 5
- 熊本県准看護師試験……………(地域医療推進課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 7

登 載 依 頼

- 熊本県障害者施策推進協議会の開催……………(障害者支援総室) 7
- 熊本県警察移動用無線機の車両搭載替え作業一般競争入札……………(警察本部会計課) 8
- 熊本県警察犯罪マップ情報提供システム構築委託に係る一般競争入札……………(県警本部生活安全企画課) 10

告 示

熊本県告示第 1213 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成 17 年 10 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字砂下シ 582 の 4、585 の 1、574 地先及びこれらの区域に介在する水路地先公有水面埋立地 4,318.45 平方メートル	御所浦町字砂下シ

熊本県告示第 1214 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成 17 年 10 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字大浦 6196 の 6 地先公有水面埋立地 1,166.45 平方メートル	御所浦町字大浦

熊本県告示第1215号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字竹ノ内2081の12、字堂ノ脇2305の9、2269の2地先並びに字竹ノ内2081の3、字堂ノ脇2269の2に隣接する無番地地先公有水面埋立地 10,919.89 平方メートル	御所浦町字竹ノ内

熊本県告示第1216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨御船町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
田 代	石 場	1944の一部及びこれに隣接する道路、水路である公有地の全部	田 代	清水口
田 代	清水口	1323の一部、1324の一部	田 代	米 山
田 代	石 場	1936の一部、1937から1939まで、又1940、1943、1944の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	田 代	米 山
田 代	堀 田	2052の一部及びこれに隣接する道路、水路である公有地の全部	田 代	米 山
田 代	石 場	1936の一部及びこれに隣接する道路である公有地の全部	田 代	堀 田
田 代	米 山	1934、1935の一部	田 代	堀 田

熊本県告示第1217号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
鶴田病院	熊本市保田窪本町10番112号	平成17年11月30日から 平成20年11月29日まで

熊本県告示第1218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
氷川町社協ヘルパーステーション竜北八代郡氷川町島地651番地	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	平成17年10月1日
氷川町社協ヘルパーステーション宮原八代郡氷川町宮原702番地5	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	平成17年10月1日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
氷川町社協デイサービス竜北 八代郡氷川町島地 651 番地	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	平成17年10月1日
氷川町社協デイサービス宮原 八代郡氷川町宮原 702 番地 5	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	平成17年10月1日

熊本県告示第 1219 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
氷川町社協ケアマネジメント竜北 八代郡氷川町島地 651 番地	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	平成17年10月1日
氷川町社協ケアマネジメント宮原 八代郡氷川町宮原 702 番地 5	社会福祉法人氷川町社会福祉協議会	平成17年10月1日

熊本県告示第 1220 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成17年10月3日
玉名市社会福祉協議会岱明 玉名市岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成17年10月3日

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成17年10月3日

熊本県告示第 1221 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成17年10月3日
玉名市社会福祉協議会岱明 玉名市岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成17年10月3日
玉名市社会福祉協議会天水 玉名市天水町小天 7237 番地 1	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成17年10月3日

熊本県告示第 1222 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年10月21日から60日間、熊本県土木部道路総務課において

一般の縦覧に供する。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	住吉熊本 線	菊池郡合志町大字上庄 629番3地先から 同大字 619番4地先まで	前	11.1 ～ 19.3	178.0	24条 工事
			後	12.5 ～ 23.2	178.0	

2 区域変更する期日 平成17年10月21日

熊本県告示第1223号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第2項の規定により土地配分計画を次のとおり作成した。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地区名	所 在	相手方の区分	用 途	口 数	予定売渡面積 (平方メートル)
上津浦村	天草郡有明町大字上津浦字小倉4055番1	増 反	農 地	1	379
	計			1	379

公 告

熊本県公告第778号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ菊池店
熊本県菊池市木柑子1710番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成18年5月9日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,660平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
244台
 - (2) 駐輪場の収容台数
40台
 - (3) 荷さばき施設の面積
125平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
32立法メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後3時まで
- 7 届出年月日
平成17年9月8日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成17年10月21日から平成18年2月21日まで

熊本県公告第779号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス植木店
熊本県鹿本郡植木町大字舞尾字花立545番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
宮崎県宮崎市新栄町33番地
 - (2) 小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
宮崎県宮崎市新栄町33番地
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成18年5月14日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,670平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
67台
 - (2) 駐輪場の収容台数
50台
 - (3) 荷さばき施設の面積
38平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
12立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成17年9月13日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成17年10月21日から平成18年2月21日まで

熊本県公告第780号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成17年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験日時

- 平成18年2月17日(金)
午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験場所
熊本県立大学 熊本市月出三丁目1-100
 - 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
 - 4 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成18年3月までに修業する見込みの者を含む。)
 - (2) 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成18年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
 - (3) 保健師助産師看護師法第21条第1号、第2号又は第4号に該当する者(平成18年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)
 - (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、保健師助産師看護師法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
 - 5 受験手続
 - (1) 受付期間
平成18年1月5日(木)から平成18年1月12日(木)まで
受付時間は、午前8時30分から午後6時まで
郵送の場合は、平成18年1月12日(木)までの消印のあるものを受け付ける。
 - (2) 試験申込書の請求先
熊本県健康福祉部地域医療推進課又は各地域振興局保健福祉環境部(保健所)
郵送の場合は、120円切手を同封し熊本県健康福祉部地域医療推進課へ請求すること。
 - (3) 試験申込書の提出先
熊本県健康福祉部地域医療推進課看護班
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
なお、郵送の場合は封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書きし、書留郵便で送ること。
 - (4) 提出書類等
 - ア 平成17年度熊本県准看護師試験申込書
 - イ 受験資格を有することを証明する書類
 - (ア) 4の受験資格(1)、(2)又は(3)に該当する者で修業又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。また、平成18年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
 - (イ) 4の受験資格(4)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師受験資格認定書の写しを提出すること。
 - ウ 受験料
6,900円(申込書の所定の欄に熊本県収入証紙をはること。)
 - (ア) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出するものは、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。
 - (イ) 試験申込書受理後は、受験手数料は返還しない。
 - (5) 受験票の交付
受験票は、平成18年2月3日(金)までに郵送により交付する。
なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部地域医療推進課看護班まで問い合わせること。
 - (6) 試験申込書の記入上の注意点
 - ア 試験申込書の作成に当たっては、次の点に注意すること。
 - イ 試験申込書に記入する氏名は、戸籍(外国人の場合は、外国人登録証明書)に記載されている文字を使用すること。
 - ウ 写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載して写真票にはり、写真票の所定の事項を記入すること。
 - エ 受験票の裏面には、50円切手をはること。ただし、一括申込みの場合は返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手をはること。
 - 6 合格者の発表
試験の合格発表は、平成18年3月15日(水)午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び各地域振興局保健福祉環境部(保健所)にて合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。
また、合格者には郵送等により通知する。
電話による試験結果の問い合わせには応じない。
 - 7 口頭による個人情報の開示請求
この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求すること

ができる。

- (1) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月間
 - (2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部地域医療推進課
 - (3) 開示を行う内容 総合得点
- ※本人であることを証明するために、受験票を持参すること。

8 その他

4の受験資格(1)、(2)又は(3)に該当する者で、修学見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものについては、平成18年3月6日(月)までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

9 問い合わせ先

熊本県健康福祉部地域医療推進課看護班
電話 096 - 333 - 2204

熊本県公告第781号

山鹿市山鹿土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成17年10月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	竹 熊 清 隆	山鹿市下吉田 831 番地
"	福 山 孝	山鹿市方保田 929 番地
"	坂 本 荒 生	山鹿市保多田 810 番地
"	森 天 祐	山鹿市宗方 204 番地
"	坂田大四郎	山鹿市久原 5518 番地 1
"	竹 丸 一 也	山鹿市津留 3504 番地
"	江 崎 正 一	山鹿市城 1401 番地
"	坂 本 周 一	山鹿市長坂 579 番地
"	米加田建進	山鹿市鹿央町岩原 4637 番地
監事	平 川 義 嗣	山鹿市石 1141 番地
"	長 浦 義 孝	山鹿市坂田 1735 番地
"	江 藤 俊 郎	山鹿市鹿央町千田 4002 番地
就任		
理事	福 山 孝	山鹿市方保田 929 番地
"	坂田大四郎	山鹿市久原 5518 番地 1
"	瀬 口 澄 雄	山鹿市石 873 番地
"	瀬 口 義 介	山鹿市鍋田 291 番地
"	寺 澤 英 昭	山鹿市小坂 2406 番地
"	末 松 一 則	山鹿市平山 4690 番地
"	有 働 栄	山鹿市南島 910 番地
"	柿 本 泰 良	山鹿市山鹿 524 番地 2
"	古 閑 丸 弘 光	山鹿市鹿央町岩原 4265 番地
監事	森 文 尋	山鹿市寺島 1285 番地
"	富 田 高 男	山鹿市藤井 981 番地
"	東 泰 雄	山鹿市鹿央町持松 2396 番地 2

登 載 依 頼

熊本県障害者施策推進協議会公告第1号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成17年10月21日

熊本県障害者施策推進協議会
会長代理 赤 星 香世子

- 1 開催日時
平成17年11月2日(水)
午前10時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題(予定)
 - (1) くまもと障害者プランの進捗状況について
 - (2) 平成17年度新規・重要事業の取組み状況について
 - (3) 障害保健福祉施策改革の動向について
 - (4) くまもと障害者プランの見直しの方向性について
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員について
20人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進協議会事務局(熊本県健康福祉部障害者支援総室障害者企画・支援費班)
(電話 096 - 333 - 2233)

熊会公告第551号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月21日

熊本県警察本部長 樋口 真人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県警察 移動用無線機の車両搭載替え作業
 - (2) 作業の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 作業の期間
契約締結の日の翌日から平成18年3月27日まで
 - (4) 作業実施場所
熊本県警察本部警務課分室 外3カ所
 - (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。)による審査のうち、営業種目「電気通信機材、器具販売」若しくは「電気製品並びに電気関係機械器具類販売」で入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5の(3)記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 作業実施場所ごとに、自動車の構造に精通し、電装工事の実務経験を有する者を配置できる者。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 383 - 1111 内線 6349、6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年10月21日（金）から平成17年10月28日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成19年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務課装備第二係（警察棟3階）
郵便番号 862 - 8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 381 - 0110 内線 2312、2314
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成17年10月21日から平成17年10月28日までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成17年11月10日（木）午後1時30分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部5階501会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年11月9日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成17年11月7日（月）までに4に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札

- エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
 ケ 2以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 設定しない。
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から14日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊生企公告第865号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月14日

熊本県警察本部長 樋口 真人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
 犯罪マップ情報提供システム
- (2) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
 平成17年11月14日から平成18年3月31日まで
- (4) 入札方法
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（1円未満切り捨て）
 イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、
 ・情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理業務
 ・情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発、維持管理業務
 ・ホームページ制作・維持管理
 の入札参加資格を有すると決定されたものであること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 過去5年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体において本システムと同種同規模又はそれ以上のシステムを開発し、納入した実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てを行った

- 者又は申し立てをなされた者にあつては、当該申し立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てを行った者又は申し立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札日において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年10月21日（金）から平成17年10月27日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す様式により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成17年10月21日（金）から平成17年10月31日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
6に記載のとおり
- (3) 提出方法
6に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 入札説明会
入札の詳細については次のとおり説明会を行う。
- ア 日時
平成17年11月2日（水）午後2時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部501会議室（警察棟5階）
- 6 契約条項を示す場所
熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課街頭犯罪対策室（警察棟7階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 3052,3054
- 7 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
6に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所
- ア 交付期間
公報掲載の日から平成17年11月8日（火曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
6に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成17年11月9日（水）午後2時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部501会議室（警察棟5階）
- (4) 入札書の提出方法
7の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、6に記載の場所に平成17年11月8日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額100分の5以上の金額を

- 7の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期間
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。契約保証金の納付は、国債等熊本県会計規則第77条第2項に掲げる担保をもってかえることができる。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。